

手話言語に係る条例制定に向けた取組について

1 経緯

区では、聴覚障害者等で手話を必要とする場合に手話通訳者等を派遣する手話通訳者等派遣事業を実施するとともに、手話通訳者の養成講座を開講するなど、手話の普及や理解促進、聴覚障害者等の福祉の向上に取り組んできた。

手話は、障害者の権利条約や障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においても言語として位置づけられているが、現在においても手話が言語であることの理解が、十分な状況に至っていない。

東京都は、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、東京都手話言語条例を制定し、令和4年9月1日に施行した。

本区においても、令和6年3月に策定した新たな目黒区障害者計画において、手話言語等の意思疎通に関する条例の制定に向けた取組を掲げている。

については、手話は言語であるとの認識の下、手話に関する理解の促進及び普及のための基本理念を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、全ての区民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を目指した条例の制定に向けて、具体的取組を進めていく。

2 条例制定の方向性

- (1) 当事者団体等との十分な意見交換を経た上で進めること。
- (2) 国の動向や東京都の手話言語条例等の意思疎通及び情報保障の趣旨を踏まえ、検討すること。
- (3) 共生社会実現に向け、手話が言語であることの理解等に係る基本理念や責務、役割等を定める内容とすること。

3 条例制定に向けた検討組織の設置

「目黒区手話言語条例検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、目黒区聴覚障害者協会及び社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの当事者、健康福祉部長、福祉総合課長、障害施策推進課長、障害者支援課長、教育委員会事務局教育支援課長、都立大塚ろう学校長を構成委員とし、具体的な検討を行う。

4 今後の予定

令和6年	7月上旬	検討委員会設置
	9月中	基本的な考え方（案）の策定
	10月25日	第二回障害者自立支援協議会 基本的な考え方の策定
	11月中	パブリックコメント実施
令和7年	2月	第一回区議会定例会に条例案を提出
	4月 1日	条例施行

以 上